

市内障害福祉サービス等事業所 法人代表者 様

北九州市保健福祉局障害福祉部
障害者支援課指定指導担当課長 印 昭博**令和 8 年度報酬・加算等算定に係る前年度実績確認・届出ガイドライン****1 はじめに**

この度、本市における障害福祉サービス事業所の報酬・加算等の算定に関する届出運用を一部変更いたしました。

本ガイドラインは、事業所の皆様が報酬・加算等を適正に算定し、円滑にサービスを提供できるよう、新たな届出運用と手続きについてご説明するものです。

変更点をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

2 新たな届出運用の概要

令和 8 年度より、前年度実績に基づく報酬・加算等（以下、「前年度実績による基本報酬等」という。）を算定している事業所については、変更の有無にかかわらず、原則電子申請での年度当初の届出を行ってください。

また、前年度実績による基本報酬等に変更がある場合、電子申請に変更の根拠資料を添付してください。

なお、前年度実績による基本報酬等以外の加算等の届出につきましては、通常通り郵送で加算の届出を行ってください。

※ 前年度実績による基本報酬以外の加算等は、4 月 15 日までに届出があった場合、算定開始は 5 月 1 日からとなります。

2-1 変更点と目的

項目	旧運用	新運用（令和 8 年度～）	目的
届出の要否	前年度実績による基本報酬等について算定している事業所は変更の有無に関わらず必要書類を添付して届出を行う。	前年度実績による基本報酬等を算定している事業所は、 【変更がある場合】 電子申請に必要書類を添付して届出 【変更がない場合】 電子申請のみ届出	添付書類簡略による事業所の手続き負担の軽減
提出方法	原則郵送	原則電子申請	郵送費の削減 事務処理の迅速化 窓口混雑緩和

3 届出の手続き

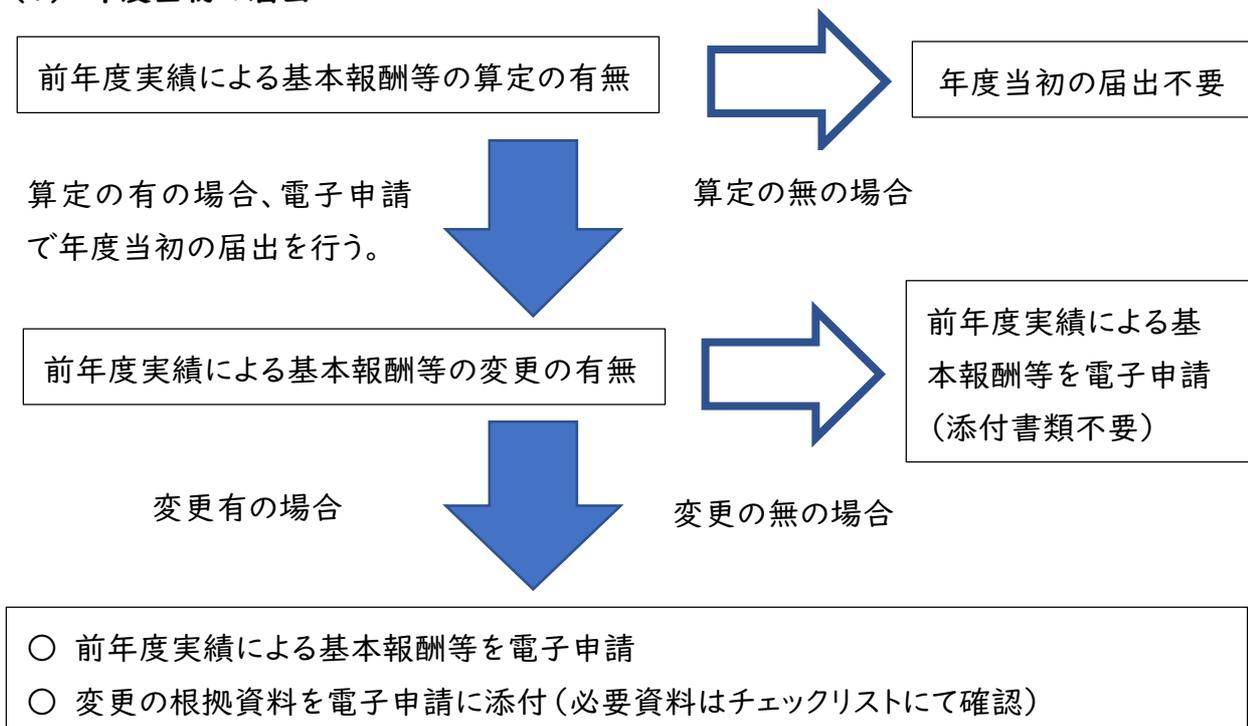
3-1 提出期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月15日(水) ※15日(水)必着

この期間内に提出された前年度実績による基本報酬等については、令和8年4月1日(水)に遡って算定が可能となります。

3-2 年度当初の届出フローチャート

(1) 年度当初の届出



(2) その他の加算の変更等

通常どおり、郵送で変更届を提出する。

3-3 提出書類

(1) 前年度実績による基本報酬等に変更がある場合

- ① 電子申請にて、算定する前年度実績による基本報酬等について入力し、必要書類を添付してください。
- ② 必要資料については、チェックリストをご確認ください。

(2) 前年度実績による基本報酬等に変更がない場合

- ① 算定する前年度実績による基本報酬等について、電子申請を行ってください。(各種添付資料は不要です。)
- ② その他の加算の変更等がある場合は、郵送で加算の変更届を提出してください。

3-4 提出方法

下記のURLから届出を行うサービスについて、専用フォームにて届出を行ってください。

【居宅系・地域移行支援】

- 対象サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援
- 申請フォームURL

<https://kitakyushu-city01.form.kintoneapp.com/public/01-1002-1-r8nendotousyo-kyotakukei>

【施設系（就労以外）】

- 対象サービス:療養介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、施設入所支援
- 申請フォームURL

<https://kitakyushu-city01.form.kintoneapp.com/public/01-1002-2-r8nendotousyo-sisetsu>

【就労系】

- 対象サービス:就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援
- 申請フォームURL

<https://kitakyushu-city01.form.kintoneapp.com/public/01-1002-3-r8nendotousyo-syuurou>

【共同生活援助】

- 対象サービス:共同生活援助
- 申請フォームURL

<https://kitakyushu-city01.form.kintoneapp.com/public/01-1002-4-r8nendotousyo-gh>

【児童系】※児童系については別途通知あり

- 対象サービス:児童発達支援（居宅訪問型を含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設（福祉型、医療型）
- 申請フォームURL

<https://kitakyushu-city01.form.kintoneapp.com/public/01-1002-5-r8nendotousyo-zidou>

※ 各サービスの届出項目については別添の記載例を参考にしてください。

※ 窓口での持参提出は、窓口の混雑を防ぐため、必ず事前に担当課へアポイントを取ってください。アポイントがない場合、その日にお受けできない場合がありますのでご注意ください。

4 留意事項

- (1) 前年度実績に基づく報酬区分は、毎年必ず見直しを行い、適切に請求してください。
- (2) ご不明な点がございましたら、指定障害福祉サービス等質問フォームよりお問い合わせください。https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/298_00005.html